

3 紹介受診重点医療機関の指定について

<紹介受診重点医療機関とは？>

- 外来受診の際に紹介状が必要となる医療機関。
- 「かかりつけ医」と「紹介受診重点医療機関」との役割分担を行うことで、外来患者の待ち時間の短縮、患者のスムーズな検査・治療、勤務医の外来負担の軽減等が期待される。

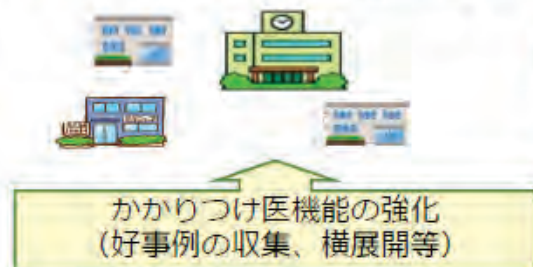


(出典) 厚生労働省「紹介受診重点医療機関啓発リーフレット」より抜粋。

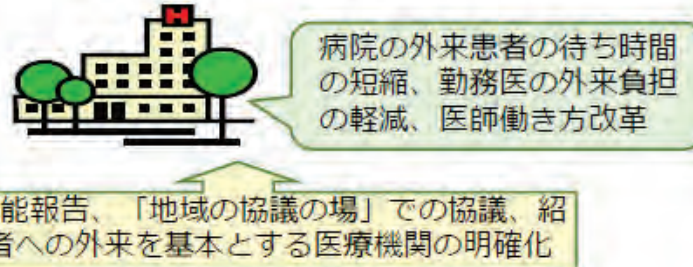
<対応状況>

- 国の外来機能報告（速報版）に基づき、**基準の合致状況等を踏まえた指定の意向を再度医療機関に確認済み。**
- 上記確認結果を踏まえ精査した報告データをもとに、**地域医療構想調整会議で協議。**協議がまとまらない場合、必要に応じて複数回議論を行う。（参考資料2のとおり）
- 協議の結果、**意向と相違なしの場合に、県がホームページに速やかに公表**を行う。

かかりつけ医機能を担う医療機関



紹介受診重点医療機関



<「医療資源を重点的に活用する外来」>

- 医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来（悪性腫瘍手術の前後の外来 など）
- 高額等の医療機器・設備を必要とする外来（外来化学療法、外来放射線治療 など）
- 特定の領域に特化した機能を有する外来（紹介患者に対する外来 など）

<外来機能報告（速報版）の概要> 「指定の意向あり」で回答している医療機関数（圏域別）

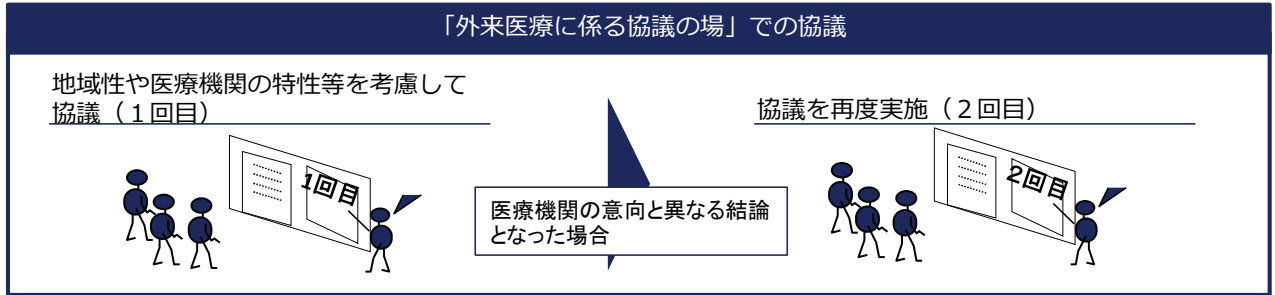
- 盛岡 : 4 医療機関
- 岩手中部 : 2 医療機関
- 胆江 : 1 医療機関
- 両磐 : 1 医療機関
- 宮古 : 1 医療機関

(注1)
地域支援病院、特定機能病院の約8割程度が、紹介受診重点医療機関の基準に該当（本県の該当病院は、全て基準を満たしている状況）

(注2)
気仙、釜石、久慈、二戸圏域は基準を満たし、指定の意向を示している医療機関がないところ

外来機能報告制度を活用した紹介受診重点医療機関に係る協議の進め方

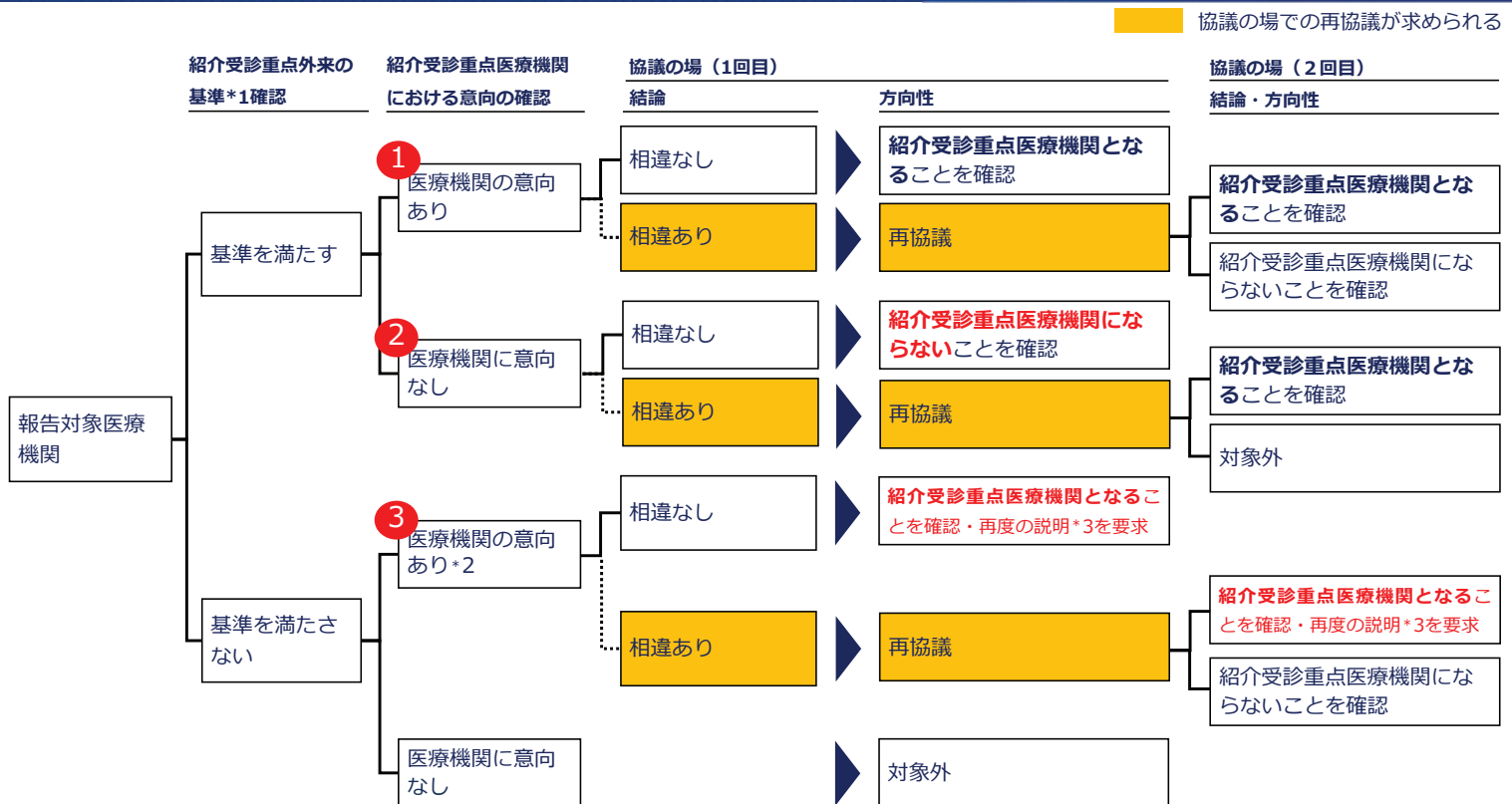
紹介受診重点外来の基準	満たす	1 紹介受診重点医療機関 * 「外来医療に係る協議の場」での確認	2 「外来医療に係る協議の場」での協議
	満たさない	3 「外来医療に係る協議の場」での協議	



- 【紹介受診重点外来の基準と医療機関の意向の考え方】
- 「紹介受診重点外来の基準を満たす×意向あり」の場合
 - 特別な事情がない限り、紹介受診重点医療機関となることが想定される。
 - 「紹介受診重点外来の基準を満たす×意向なし」の場合
 - 当該医療機関の意向が第一であることを踏まえつつ、当該地域の医療提供体制のあり方を協議の上、2回目の協議に改めて意向を確認する。
 - 「紹介受診重点外来の基準を満たさない×意向あり」の場合
 - 紹介受診重点外来に関する基準に加え、紹介率・逆紹介率等を活用して協議を行う。

(参考) 「外来機能報告等に関するガイドライン」

協議フローについて



*1 紹介受診重点外来の基準：
 ・初診基準：40%以上（初診の外来件数のうち「医療資源を重点的に活用する外来」の件数の占める割合）
 ・再診基準：25%以上（再診の外来件数のうち「医療資源を重点的に活用する外来」の件数の占める割合）
 *2 紹介率50%以上かつ逆紹介率40%以上を参考の水準とする。
 *3 基準の達成に向けたスケジュール等を書面又は口頭で説明を求め、その内容を公表する。

(参考) 「外来機能報告等に関するガイドライン」